特定船舶導入計画認定制度 申請要領

~造船事業者(外航)向け~

国土交通省海事局

<u>認定事業基盤強化事業者から</u> 提出する書類一覧

【導入を行おうとする特定船舶に関する書

•	特定船舶建造計画書(様式1)・・・・	•	•	•	•	2
•	契約船価概要書(様式2)・・・・・	•	•	•	•	3
•	製造仕様概要書(様式3)・・・・・	•	•	•	•	4
•	工事予定線表及び工数山積表(様式4)	•	•	•	•	5
•	特定船舶使用明細表(様式5)••••					6

【品質基準に関する書類】

・品質向上に係る技術基準適合状況報告書・・・・8

様式1

記載例 (外航用)

特定船舶建造計画書

1. 特定船舶を製造する事業者の住所及び氏名並びに事業基盤強化計画認定番号

事	業	者	名	B造船株式会社	
住			所	東京都港区 xx-xx	+
事業	美基盤強化	計画認定	三番号		

2. 特定船舶の計画要目

用			ì	貨物(鉄鉱石運搬)船
総	F	ン	梦	約 93,000 トン(約 93,000 トン、国際測度による)
載	貨 重	量ト	ン 梦	約 182,000 メトリックトン (計画喫水にて)
主	要	寸	Ý.	· ○○×○○×○○ (長さ×幅×深さ:メートル)
機	関の	種 類 及	. び 梦	ディーゼル機関 1基
連	続 揖	 大	出力	1軸 ○○馬力
航	海	速	7	約○○ノット (○○状態、● %シーマージン、△%出力において)
航	行	区	ţ	遠洋区域 (船級 JG)

3. 建造計画

Д.	VE HIE	4									
船	体	の集	製立	告 工	場	名	B造船所				
使	用う	定	船	台(の番	号	第●号ドック				
当	該 特	定船	舶	の製	造番	: 号	第 4382 番船				
‡ 7			進	-dv	77.	び	起 工 令和4年 8月20日				
起竣	工工	0	产	水定	及期	日 日	進 水 令和5年 1月6日				
级		U)	1,	足	刔	Н	竣 工 令和5年 2月3日				
建	造	契	į	約	価	格	6,400,000,000 円 消費税額(外数) 640,000,000 円				
(外貨建て契約の価格等)					格等)		(\$60,000,000+¥440,000,000: 契約時の換算レート 110.00円/\$)				
内						訳	(申請書添付書類参照)				

4. その他

注文者の氏名又は名 (外国からの注文の 場合は国籍を併記	A 汽船株式会社
その	也

- ✓ 特定船舶の建造する造 船事業者に関する以下の 事項を記載すること。
 - •事業者名
 - ・本社の住所
 - ・事業基盤強化計画認 定番号(計画期間中の ものに限る)

【総トン数】

- ✓ トン数法に基づく総トン数 を記載すること。
- ✓ 輸出船にあっては準拠する測度規則による数値及び測度規則名を括弧内に併記すること。

【載貨重量トン数】

- ✓ 国内船はメトリックトンで 記載すること。
- ✓ 輸出船はメトリックトン又 はロングトンにて単位を明 示して記載すること。

【主要寸法】

✓ 長さは垂線間長を、幅は 型幅を、深さは型深さを 記載すること。

【航海速力】

✓ 条件を明示して記載する こと。

(例:バラスト状態、15%シーマージン、85%出力において) 【航行区域】

✓ 遠洋、近海、沿海、平水 区域の別を記載すること。

✓ 造船法により許可等され ている船台名称・番号を 記載すること。

様式2

契約船価概要書

	製造事業者名	1	B造船株式会社	船番	第 4382 番船		
I 孝	2 約 条 件						
	項	目	記述	の 内 容			
			船	価 (%)			
	国際協力銀行延払金	全利負担(一)	_				
船	和山水风	(-)	(0%] [✓ 当該特定船舶の契約船
位	船主支給品費	(+)	(0%		←	価に関し、該当する事項 については具体的数値で
連	-1.54 1 4 4 134	(-)	(0%		7 L	記載すること。

0%

その他 (+)延払分支払の保証に関する条項

(-)

ブローカーレージ

の その他本件決済に関する条件 他

✓ 特定船舶の契約において 延払分支払保証などの特 記事項があれば、具体的 に記載すること。

II 新造船価内訳表

	項		目	数	量	単	価	価	格	(千円)	摘	要
	船	鋼	材	OOt		@○○円		xx,xxx				
	体	そ	の他					xx,xxx				
	部		小計					xx,xxx				
材		電	気部					xx,xxx				
料		主	機	〇基		@○○円		xx,xxx				
費	機	主は	ベイラー	〇台		@○○円		xx,xxx				
	関	発	電 機	〇台		@○○円		xx,xxx				
	部	そ	の他				_	xx,xxx				
			小計				_	xx,xxx				
	材	料	費計					xx,xxx				
3	工	費間	接費	00時	間	@○○円		xx,xxx				
9	— 糸	投 管	理費					xx,xxx				
	船		価					xx,xxx				

契約船価の内訳について、 表の項目に沿って記載す ること。

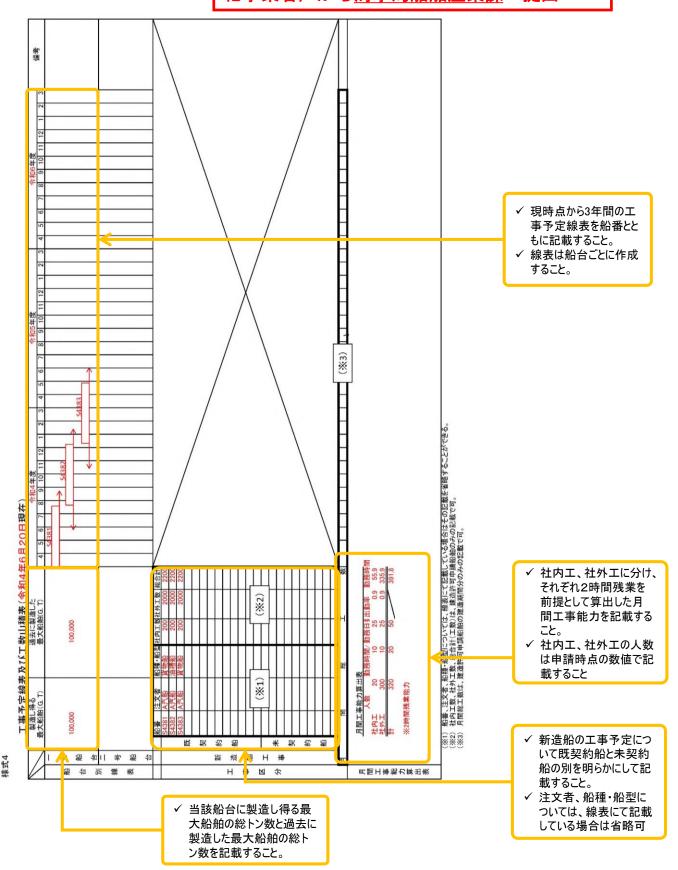
様式3

製造仕様概要書

製造事業者名 B造船株式会社 船 番 第4382番船

	項	目	記 述 の 内 容
	用 途	• 船 型	貨物(鉄鉱石運搬)船・全通平甲板船
餀	貨物倉容	積 (ベール)	○m³
貨	IJ	(グレーン)	\bigcirc m 3
容一	貨物油槽	「 (深 水 倉)	
等	そ	の他	
	倉	口 数	5倉
	デリックブ	ーム(力量×数)	
荷 —	揚貨機(型	式、力量×数)	電動油圧式、30t×20mR×○基
関	カーゴオ	イルポンプ	
係	(型式、数	×容量×圧力)	-
	ストリッ	パーポンプ	
if.	(")	
乗	乗	組	20人
人	旅	客	0人
員	ЯK	T	
主	主機、	形式、数量	○○、2サイクルディーゼル機関、○基
幾	出力 (M.($C.R. \times R.P.M.$	○○kW×○○rpm
械	燃料消費量	(gr/B.H.P.Hr)	○g/kW・h
	主 ボ	イ ラ ー	
(形	式、数量、蒸気圧	三力、温度、燃料消費量)	
幾			
関		b W	
室	発電機(形	式、数×力量)	交流ブラシレス、○台×○kW
補機			

- ✓ 特定船舶の仕様について、 具体的に記載すること。
- ✓ 該当しない項目について は、横線又は斜線等によりその旨表記すること。



様式5

裏船主の連絡先(*): 会社名

氏 名

特定船舶使用計画明細表 (1)

東京都千代田区霞が関 xx·xx
○○千円 2001年1月6日 主要株主 ○○株式会社 ○集工会社 ○集工会社 ○集工会社 ○自資及び市中金融機関等 □政策投資銀行融資 □国際協力銀行融資 □鉄道建設・運輸施設整備支援機構 □その他政府系金融機関() 船舶貸渡業
主要株主 ○○株式会社 社船 ○隻 ○G/T ○D/W 用船 ○隻 ○G/T ○D/W C 海運株式会社 □自資及び市中金融機関等 □政策投資銀行融資 □国際協力銀行融資 □鉄道建設・運輸施設整備支援機構 □その他政府系金融機関 () 船舶貸渡業
2001年1月6日 社船
用船
 ○海運株式会社 □自資及び市中金融機関等 □政策投資銀行融資 □鉄道建設・運輸施設整備支援機構 □その他政府系金融機関() 船舶貸渡業
□自資及び市中金融機関等 □政策投資銀行融資 □国際協力銀行融資 □鉄道建設・運輸施設整備支援機構 □その他政府系金融機関 () 船舶貸渡業
□鉄道建設・運輸施設整備支援機構 □その他政府系金融機関 () 船舶貸渡業
船舶貸渡業
国籍(*)
→ 計画株主 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
な船主(
注 生 注 力/W
用船 隻 G/T D/W
用船 隻 G/T D/W
用船
主要株主

職名

 $T \to L$

特定船舶使用計画明細表(2)

名	運航者の使用計画		製造事業者名 (*) B造船	株式会社	船番	(*)第 4382 番船
代表 者(*) 代表取締役社長 交通 三郎 資本金 〇〇千円 主要株主 ○株式会社 設立年月日 2001年1月6日 主要株主 ○人 D/W 提業員 海員 ○人 ○人 協員 ○人 ○人 主な取引先 ××商事株式会社 ※ ○株式会社 ○人 協員 ○人 ○人 現在の事業概要 海上運送業 ※ 海上運送業 ※ 本外間の不定期航路事業 貨物・鉄鉱石 本船の建造を必要とする理由 船隊を拡充するため。 おおよりまするため。 本院名 TEL 上記内容に関する問い合わせ先(*)会社名 職名 工EL 職名 工EL	名 称(*)	C海運株式	会社			
資本 本 金 〇〇千円 主要株主 〇株式会社 設立年月日 2001年1月6日 上班的 〇隻 〇G/T 〇D/W 支配船 版	所 在 地(*)	東京都中央	Ł⊠ xx-xx	*) 日本		
設 立 年 月 日 2001年1月6日 主要株主 ○○株式会社 支 配 船 腹 社船 ○隻 ○G/T ○D/W (位 業 月 所員 ○人 陸員 ○人 ○人 陸員 ○人 主 な 取 引 先 ××商事株式会社 ※×商事株式会社 場路 の主要な 航路及び貨物(*) 航路: 主に本邦・寮州間の不定期航路事業 貨物: 鉄鉱石 本船の建造を必要とする理由 船隊を拡充するため。 上記内容に関する問い合わせ先 (*) 会社名 職名	代 表 者(*)	代表取締役	b社長 交通 三郎			
設立年月日 2001年1月6日 支配船腹 性船 (受成) (DAW) 党配船 股 (本取引先 ※※商事株式会社 特定船舶の主要な航路を近後 (旅路:主に本邦・豪州間の不定期航路事業債物:鉄鉱石 本船の建造を必要とする理由 船隊を拡充するため。 運航者の連絡先(*):職名氏名 TEL 上記内容に関する問い合わせ先(*)会社名 職権	資 本 金	〇〇千円		之面性 之	00#	+04
支配 船 腹 用船 〇隻 〇G/T 〇D/W 後 業 員 海貝 〇人 陸員 〇人 主 な 取 引 先 ××商事株式会社 現在の事業 概要 海上運送業 特定船舶の主要な 航路・主に本邦・豪州間の不定明航路事業 貨物・鉄鉱石 本船の建造を必要とする理由 船隊を拡充するため。 運航者の連絡先(*): 職 名 氏 名 TEL 上記内容に関する間い合わせ先 (*) 会社名 職名 上記内容に関する間い合わせ先 (*) 会社名	設 立 年 月 日	2001年1	月 6 日	土安怀土	001	八云仁
###	古 孤 旅 暗	社船	○隻	OG	/T	○D/W
主 な 取 引 先 ××商事株式会社 現在の事業概要 海上運送業 特定船舶の主要な 航路及び貨物(*) 航路:主に本邦・豪州間の不定期航路事業 貨物:鉄鉱石 本船の建造を必要 とする理由 船隊を拡充するため。 歴航者の連絡先(*): 職 名 氏 名 TEL 上記内容に関する問い合わせ先(*) 会社名 職名	又 配 加 腹	用船	○隻	OG	/T	OD/W
現在の事業概要	従 業 員	海員	人	陸員	〇人	
特定船舶の主要な 航路 とび貨物(*) 本船の建造を必要 とする理由 単航者の連絡先(*): 職名 氏名 TEL	主 な 取 引 先	××商事株	末式会社			
氏 名 TEL 上記内容に関する問い合わせ先 (*) 会社名 職名	特定船舶の主要な 航路及び貨物(*) 本船の建造を必要 とする理由	航路:主に 貨物:鉄鉱	C本邦・豪州間の不定期航路事業 な石	665		
会社名 職名			TEL			
	上記内容に関する問い合わせ先	(*)				
氏 名 TEL	会社名		職名			
	氏 名		TEL			

✓ 特定船舶を運航する予定 のオペレータに関する事項 を記載してください

ISO9001 の認定を受けていない場合

品質向上に係る基準適合状況報告書

(様式 1)✓ ISO9001の認定を受けていない場合は様式1に記載してください。

令和○年○月○日

国土交通省海事局 船舶産業課 御中

申請者の氏名又は名称及び住所

造船等事業者がその製造又は修繕する船舶等の品質の向上を図るために講ずべき取組の基準を 定める告示(令和3年国土交通省告示第1174号)(以下「認定基準」という。)第1項の規定に 関する適合状況について以下のとおり報告します。

なお、国土交通省海事局船舶産業課の求めに応じ、社内規格その他の必要な資料を提出するこ とを承諾します。

- ✓ 関連する社内規格を添 付してください。
- √ 社内規格が多く、添付することが困難な場合は社内規格の関係部分の目次を添付してください。

関係基準

【認定基準第1項第一号】

1. 船舶又は船体の製造又は修繕をする事業活動にあっては、別表の(い)欄に掲げる工程のうち「加工」、「組立・搭載」、「溶接」、「塗装」、「配管」又は「機械据付・試運転」の各工程において、同表の(ろ)欄に掲げる検査が同表の(は)欄に掲げる検査設備を用いて適切に行われていること。その他の事業活動にあっては、別表の(い)欄に掲げる工程のうち「鋳造」、「鍛造」、「機械加工」、「電気機器組立」、「電子機器組立」又は「その他」の各工程において、同表の(ろ)欄に掲げる検査が同表の(は)欄に掲げる検査設備を用いて適切に行われていること。

適合状況

(記載例)

該当する各工程において、認定基準に基づき、別表に掲げる検査設備を用いて適切に検査を行っている。 (品質マニュアル第4項及び作業要領)

- ✓ 左欄に掲げる認定基準 について、右欄に適合状 況の概要を記載するとと もに、品質マニュアル及 び関連規程の該当箇所 (文書番号、章・節番号、 ページ番号等)をそれぞ れ記載してください。
- ✓ 添付別表に各工程において導入している検査設備について具体的に記載して下さい(P21参照)。

【認定基準第1項第二号】

検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有していること。

(記載例)

品質に係る検査設備(自社管理分)については、 定期的に必要な校正を実施するとともに、校正記 録を一定期間保管するなど必要な精度及び性能 を維持・管理している。(品質マニュアル第6項及 び備品管理要領)

【認定基準第1項第三号イ】

3. 社内規格が次のとおり適切に整備されていること。

(記載例)

未作成

(1) に関し、(イ) については品質マニュアル第4

- (1) 次に掲げる事項について社内規格が具「項、(ロ)については品質マニュアル第5項、(ハ) 体的かつ体系的に整備されていること。
- (イ) 船舶等の品質、検査及び保管に関する事 項
- (ロ) 資材の品質、検査及び保管に関する事項
- (ハ) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、 品質特性及びその検査方法並びに作業方法しいる。 に関する事項
- (ニ) 検査設備の管理に関する事項
- (ホ) 外注管理に関する事項
- (へ) 苦情処理に関する事項
- (2) 社内規格が適切に見直されており、か つ、就業者に十分周知されていること。

また、(2)に関し、品質マニュアル第8項にて社内 規格の定期的見直し、第9項にて教育訓練の一環 で社内規格の改廃等の周知徹底を図ることとし ている。

【認定基準第1項第三号ロ】

4. 船舶等及び資材の検査並びに保管が社内規 格に基づいて適切に行われていること。

(記載例)

品質マニュアル第4項・第5項及び作業要領(作 業要領は各工場でそれぞれに定めている) に基づ いて、適切に船舶等及び資材の検査並びに保管を 実施している。

については品質マニュアル第 4 項及び作業要領

(作業要領は各工場でそれぞれに定めている)、 (二)については品質マニュアル第6項及び備品管

理要領、(ホ)については品質マニュアル第7項に、

(へ)については品質マニュアル第8項に規定して

【認定基準第1項第三号ハ】

- 5. 工程の管理が次のとおり適切に行われてい ること。
- (1) 製造及び検査が工程ごとに社内規格に 基づいて適切に行われているとともに、作業 に基づき、それぞれ適切に対処している。 記録、検査記録又は管理図を用いる等必要な 方法によりこれらの工程が適切に管理され ていること。
- (2) 工程において発生した不良品又は不合 格ロツトの処置、工程に生じた異常に対する 処置及び再発防止対策が適切に行われてい ること。
- (3) 作業の条件及び環境が適切に維持され ていること。

(記載例)

(1)については品質マニュアル第4項・第11項 に基づき、(2)については品質管理マニュアル第8 項に基づき、(3)については品質マニュアル第4項 左欄に掲げる認定基準 について、右欄に適合状 況の概要を記載するとと もに、品質マニュアル及び 関連規程の該当箇所 (文書番号、章・節番号、 ページ番号等)をそれぞ れ記載してください。

【認定基準第1項第三号ニ】

6. 検査設備について、点検、検査、校正、保 守等が社内規格に基づいて適切に行われて おり、これらの設備の精度及び性能が適正に 維持されていること。

(記載例)

品質マニュアル第6項及び備品管理要領に基づい て、適切に検査設備を管理している。

【認定基準第1項第三号ホ】

7. 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。

【認定基準第1項第三号へ】

8. 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

【認定基準第1項第三号ト】

9. 船舶等の管理、資材の管理、工程の管理、 検査設備の管理、外注管理、苦情処理等に関 する記録が必要な期間保存されており、か つ、品質管理の推進に有効に活用されている こと。

【認定基準第1項第四号イ】

- 10. 次に掲げる方法により、品質管理の組織的な運営が図られていること。
- (1) 品質管理の推進が工場等の経営指針と して確立されており、品質管理が計画的に実 施されていること。
- (2) 工場等における品質管理を適正に行う ため、各組織の責任及び権限が明確に定めら れているとともに、品質管理推進責任者を中 心として各組織間の有機的な連携がとられ ており、かつ、品質管理を推進する上での問 題点が把握され、その解決のために適切な措 置がとられていること。
- (3) 工場等における品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し品質管理の推進に係る技術的指導が適切に行われていること。

【認定基準第1項第四号ロ】

- 11. 工場等において、品質管理推進責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。
- (1) 品質管理に関する計画の立案及び推進
- (2) 社内規格の制定、改正等についての統括
- (3) 船舶等の品質水準の評価

(記載例)

品質マニュアル第7項に基づいて、外注管理を適切に実施している。

(記載例)

品質マニュアル第8項に基づいて、苦情処理を適切に実施している。

(記載例)

品質マニュアル第 11 項に基づいて、記録を保管 するとともに、当該記録に基づいて品質管理会議 (品質マニュアル第 10 項) での議論を実施する など、品質管理の推進に有効に活用している。

(記載例)

品質マニュアル第 10 項に基づいて、社長及び部長クラスによる品質管理会議を定期的に開催するなど、品質マニュアル及び関連規程に基づいて、(1)、(2)及び(3)の各項目について組織的に実施する体制を構築している。

✓ 左欄に掲げる認定基準 について、右欄に適合状 況の概要を記載するとと もに、品質マニュアル及び 関連規程の該当箇所 (文書番号、章・節番号、 ページ番号等)をそれぞ れ記載してください。

(記載例)

品質マニュアル第3項において、品質管理推進者の(1)~(7)の職務を具体的に定めており、当該規程に基づき、品質管理推進責任者が中心となり、品質管理体制を構築・運営している。

- (4) 各工程における品質管理の実施に関す 品質管理推進責任者 る指導及び助言並びに部門間の調整
- (5) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置 及びその対策に関する指導及び助言
- (6) 就業者に対する品質管理に関する教育 訓練の推進
- (7) 外注管理に関する指導及び助言

工務部長 △△ △△

連絡先 00-0000-0000、xyz123@abcxyz.com



✓ 品質管理推進責任者として 選任された者の役職及び連 絡先を記載してください。

ISO9001 の認定を受けている場合

品質向上に係る基準適合状況報告書

ISO9001の認定を受けて (様式2)

いる場合は様式2に記載 してください。

国土交通省海事局 船舶産業課御中

> 申請者の氏名又 は名称及び住所

令和〇年〇月〇日

造船等事業者がその製造又は修繕する船舶等の品質の向上を図るために講ずべき取組の基準を 定める告示(令和3年国土交通省告示第1174号)(以下「認定基準」という。)第2項の規定に 関する適合状況について以下のとおり報告します。

なお、国土交通省海事局船舶産業課の求めに応じ、社内規格その他の必要な資料を提出するこ とを承諾します。

- 関連する社内規格及び ISO9001の登録証を添 付してください。
- 社内規格が多く、添付す ることが困難な場合は社 内規格の関係部分の目 次を添付してください。

関係基準

【認定基準第2項第一号】

1. 検査設備、検査方法、品質管理方法その他品 質向上に必要な技術的生産条件が、日本産業規 格 Q9001 の規定に適合していること。

適合状況

※ 第三者の認証機関名、登録日、登録更新日、 有効期限、認証対象業務範囲を記載するとと もに、登録証(付属書を含む)及び社内規格 (品質マニュアル及び関連規程。少なくとも 関係部分目次)を添付して下さい。

左欄に掲げる認定基準 について、右欄に適合状 況の概要を記載するとと もに、品質マニュアル及 び関連規程の該当箇所 (文書番号、章・節番号、 ページ番号等)をそれぞ れ記載してください。

【認定基準第2項第二号(第1項第一号)】

2. 船舶又は船体の製造又は修繕をする事業活動 にあっては、別表の(い)欄に掲げる工程のうち 「加工」、「組立・搭載」、「溶接」、「塗装」、「配 管」又は「機械据付・試運転」の各工程におい て、同表の(ろ)欄に掲げる検査が同表の(は)欄 に掲げる検査設備を用いて適切に行われてい ること。その他の事業活動にあっては、別表の (い)欄に掲げる工程のうち「鋳造」、「鍛造」、「機 械加工」、「電気機器組立」、「電子機器組立」又 は「その他」の各工程において、同表の(ろ)欄 に掲げる検査が同表の(は)欄に掲げる検査設 備を用いて適切に行われていること。

(記載例)

該当する各工程において、認定基準に基づき、 別表に掲げる検査設備を用いて、適切に検査を 行っている (品質マニュアル第4項及び作業 要領)

添付別表に各工程にお いて導入している検査設 備について具体的に記載 して下さい(P21参照)。

【認定基準第2項第二号(第1項第二号)】

3. 検査設備が検査を行うために必要な精度及び 性能を有していること。

(記載例)

品質に係る検査設備(自社管理分)については、 定期的に必要な校正を実施するとともに、校正 記録を一定期間保管するなど必要な精度及び 性能を維持・管理している。(品質マニュアル 第6項及び備品管理要領)

【認定基準第2項第二号(第1項第四号口)】

- 4. 工場等において、品質管理推進責任者を選任 し、次に掲げる職務を行わせていること。
- (1) 品質管理に関する計画の立案及び推進
- (2) 社内規格の制定、改正等についての統括
- (3) 船舶等の品質水準の評価
- (4) 各工程における品質管理の実施に関する 指導及び助言並びに部門間の調整
- (5) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及 びその対策に関する指導及び助言
- (6) 就業者に対する品質管理に関する教育訓 練の推進
- (7) 外注管理に関する指導及び助言

(記載例)

品質マニュアル第3項において、品質管理推進者の(1)~(7)の職務を具体的に定めており、当該規程に基づき、品質管理推進責任者が中心となり、品質管理体制を構築・運営している。

品質管理推進責任者 工務部長 △△ △△

連絡先 00-0000-0000、xyz123@abcxyz.com

✓ 品質管理推進責任者とし て選任された者の役職及び 連絡先を記載してください。

左欄に掲げる認定基準 について、右欄に適合状

況の概要を記載するとと

もに、品質マニュアル及び 関連規程の該当箇所

(文書番号、章・節番号、

ページ番号等)をそれぞれ記載してください。

【認定基準第2項第三号】

5. 製造工程、作業内容等に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、船舶等が契約図面等に適合することの検査が、社内規格に基づいて適切に行われていること。

(記載例)

本表 1. 及び 2. に記載のとおり

✓ 事業内容が船舶製造・修繕業に該当する場合には、上半分(船舶又は船体の製造又は修繕をする事業活動)について記載してください。

- ✓ 各工程において導入している検査設備を1つ以 上記載してください。
- ✓ ただし、該当する検査設備の種類が多い場合 には、代表的な検査設備のみの記載でも差し 支えありません。

品質告示備考10に基づき、検査設備を用いた検査を行わないことも可能ですが、その場合にはその代替措置について具体的に記載してください。

			↓ 支えありませ
	工程	検査	検査設備
船舶又は船体の製造又は修繕をする事業活動	加工	切断面等の外観検査	(記載例) 精度が管理されている NC 工作
			機械により加工
		加工部材等の寸法検査	
		開先の寸法検査	(記載例)開先ゲージ等
	組立·搭載	部材間の配置寸法検査	
		ブロックの寸法検査	
		ブロック搭載時におけるブロッ	
		ク寸法等検査	
	溶接	接合部等の外観検査	(記載例) 溶接技りょう試験に合格した有
			資格者が検査
		接合部等の内部欠陥検査	(記載例) レントゲン
			※外部の専門事業者が所有・維持管理
	塗装	塗装下地の表面状態検査	
		塗装部の膜厚検査	
	配管	管一品の寸法検査	
		配管接合部の漏洩検査	
	機械据付・	舶用機器等の船舶又は船体への	
	試運転	据付検査	
		船舶又は船体へ据付後の舶用機	
		器等の作動検査	J
その他の事業活動	鋳造	製品の欠陥検査	
		製品の寸法検査	
	鍛造	製品の欠陥検査	
		製品の強度検査	
	機械加工	製品の外観検査	
		製品の寸法検査	
		製品の作動検査	
	電気機器組	電気機器の安全性・作動検査	
	立		
	電子機器組	電子機器の作動検査	
	立		
	その他	作業内容に応じ必要な検査	

✓ 事業内容が舶用品の製造業・修繕業、 その他の事業に該当する場合には、下 半分(その他の事業活動)について記載 してください。

問い合わせ先

国土交通省海事局船舶産業課 船舶産業高度化基盤整備室 岩城·久保·稲吉

TEL: 03-5253-8634

Mail: hqt-senpaku-kibankyouka@gxb.mlit.go.jp

特定船舶導入計画認定制度に関する詳細な情報や申請様式つきましては、国土交通省海事局のウェブサイト(事業基盤強化・特定船舶導入計画(海事産業強化法))に掲載されていますので、ご活用ください。

URL: https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000068.html